

通告、3番、1番議員、田村俊二君。

1 番 通告、3番、1番議員、田村俊二です。通告にしたがいまして、

1、子育て環境（教育・保育）の充実について

2、活力ある職場（雇用）体制についての2項目を質問いたします。

本町では、町づくりの目標として、「ひとづくり・まちづくり・未来づくり」を掲げ、成長戦略として4項目を柱として進めているところであります。その中の一つ、教育、保育、環境の充実、産業立地と居住関係の充実ということも大きな柱として進めているところであります。産業立地、居住関係の充実では、大井中央土地区画整備事業を推進し、宅地開発、公園整備など、新たな中心市街地の形成を進めているところであります。平成33年3月には、事業終了の予定となっており、既に保留地の戸建て分譲も始まっております。

また、旧湘光園跡地における西大井地区の宅地分譲地においても、戸建て分譲が進められているところであります。このことは、町が進める移住、定住の促進を創出している状況にあると言えます。この地に多くの若い子育て世代が移住し、定住される状況に大きな期待をしております。

昨年、教育福祉常任委員会では、子育て環境の充実をテーマに視察をいたしました。視察先の町では、移住、定住促進策を大きな施策としており、その施策の中心は、やはり若い世代に魅力ある子育て環境の充実ということでありました。そこで、1項目目は子育て環境（教育・保育）の充実について、お伺いします。人口減少問題に対する施策として、移住、定住の促進、少子化対策等の充実が求められております。本町においても、大井町子ども子育て支援事業計画を策定し、さまざまな子育て支援策に取り組んでいるところでもあります。

しかしながら、子育て環境の一層の充実を図ることが必要と考えますので、次についてお伺いいたします。

(1) 認定子ども園について、検討状況及び今後の方向は。

(2) 保育サービス等の充実について。

①大井保育園の保育時間について、月から土の保育時間を再考する考えは

②幼稚園の保育時間について、大井幼稚園、大井第二幼稚園で一時預かり保育を拡充する考えは

③保育園、幼稚園で未就園児のための施設開放を展開する考えは

(3) ブックスタート事業を取り入れる考えは、についてお伺いいたします。

2項目は、活力ある職場、雇用体制についてです。少子高齢社会を迎え、求められる行政サービスは多岐にわたっています。職員、一人一人に求められている役割は、質・量ともにますます増大しているものと推察いたします。そこで、職員の皆さんが生き生きと執務できる環境体制は、町民サービスの向上につながるものと考えますので、次について、お伺いをいたします。

①再任用への取り組み状況について

②有給休暇の取得状況について

③非常勤職員の（再任用職員は除く）ということで、勤務条件等について、をお伺いいたします。

以上の2項目について、お伺いをいたします。

以上、登壇しての質問といたします。

町 長 通告3番、田村俊二議員の子育て環境（教育・保育）の充実についてというようにことですね、大きく3点、また2についてはですね、詳細3点、そして2といたしましてですね、活力ある職場体制についてということで、細かく3点を頂戴しているところでございます。そんな中でですね、まずは、認定子ども園についてということでございますが、先の定例会で鈴木議員から幼保一元化についての御質問があり、お答えさせていただいたものでございます。そういう点では重複する点があると思いますが、御理解をいただきたいと思っております。認定子ども園は、教育と保育が一体的に受けることができ、保護者の就労状況によらず、利用が可能であり、かつ在宅子育て家庭への支援の充実にもつながる、メリットを有する施設であり、本町の教育、保育施策を長期的、安定的に進めていく上で、効果的であるものと考えたところでございます。これはまた、今後においても当面は継続するであろう、教育・保育に関する潜在ニーズの顕在化などにも対応が可能なものと期待をするところでございます。

一方、現在のもので、待機児童、いわゆる保育園の待機児童の状況を見ますと、全国と同様に本町においても年々、保育園への入園希望が増加しておるわけでございます。そのような中で、この2年間、待機児童が出ておることが、実情であるわけでございます。しかしながら、4月1日現在では、待機児童が出るというようなことは、今のところないわけでございますが、年度

の途中に、いわゆる育児休暇等が終わって職場へ戻られるときに、子どもさんをどこかに入れようと思っても、もう既に4月1日時点で、定員いっぱいとなっておりますし、またそれだけの定員を空けておくというようなことは、保育園事業者としても、やはり採算的な問題もありますもので、4月1日にどうしても園の定員いっぱいにするというような状況から、どうしても年度の途中で待機児童が発生するというような問題を抱えておるところでございます。

私立保育園も含めて、町内の保育園においては、既に受け入れができないような状況もあるわけですが、また幼稚園での受け入れについても、現在、待機児童全てがですね、0歳から2歳児というようなことになるわけでございます。現在の幼稚園の枠では受け入れが困難な状況であるということもございます。先ほど申し上げましたように、年度の途中で入ってこられる方というのは、必ず0歳児から2歳児ぐらいの年齢でございますので、そういう状況があると、そのような中で認定子ども園は、待機児童解消の1つの解決策であると認識しておるところでございます。子どもの数が減っている中でも、町内の各幼稚園における延長保育や、預かり保育の需要は増えている状況も勘案しながら、幼児教育全般の議論も含め、担当課間では協議を進めてきておるところでございます。

それと教育のまた今後、無料化というようなところがですね、幼稚園から保育園へ園児が動くというようなことも想定されるわけございまして、その中で認定子ども園がプラスの評価を受ける一方で、指摘されている運営上の課題や後々の行政負担なども十分に考慮しながら、課題に対する整備も行っていかなければならない。そしてさらに踏み込んだ検討に入ったものと認識しており、今後は幾つかの選択肢の具体的な検討に入っていかなければならないというような状況でございます。

いずれにいたしましても、就学前の全ての子どもに対する公平で質の高い保育・教育の提供を行っていくため、既存の公立施設の活用も含め検討を行うとともに、長年培ってきたところの幼児教育、保育のスキルを継承するとともに、幼稚園と保育所の相互の連携協力の充実などを図ってまいりたいという必要があるかと思っております。

認定子ども園がいわけでございますが、町には町立幼稚園も2園ありますし、保育園も1園あるというような中でですね、今後どのようなときに認定子ども園をつくるにあたってですね、解決しなければならない幾つかの課題があるわけでございますし、当然認定子ども園ができれば、じゃあ幼稚園を少なくするのかなというようなことも考えていかなければならない。結構あの奥深い思慮をですね、持って対応していかなければならないんじゃないかなというように考えるところでございます。

そして次の、保育サービスの充実について3点頂戴しているわけでございますが、まず1点目の大井保育園の保育時間についてでございますが、現在の保育園の保育時間でございますが、標準時間では月曜日から金曜日は7時30分から18時30分。土曜日保育は、希望制で8時から13時となっております。これに加えまして、延長保育があり、月曜日から金曜日は18時30分から19時までの30分を行い、延長保育料1回500円をいただいております。土曜日保育には延長保育の設定はしてございません。

近隣市町の公立保育園の保育時間を見ても標準時間の土曜日保育以外はおおむね同様でございますが、土曜日保育は希望制で大方の保育園が平日同様18時30分までの保育時間となっておりますわけでございまして、保育を必要とする保護者の中には、土曜日勤務の方もいらっしゃると思いますので、土曜日の1日保育の潜在的ニーズは十分あろうと考えておるところでございます。

「月曜日から土曜日の保育時間を再考する考えは」との御質問でございますが、町といたしましては、保育士の勤務体制の変更、また調理員の土曜日勤務等を調整する必要がございます。土曜日の1日保育について検討する必要があるのではないかと考えておりますが、この辺のところの問題が一つの課題となってこようと思います。

細かい2点目の「大井第二幼稚園での一時預かり保育の拡充について」でございますが、預かり保育は、大井幼稚園及び大井第二幼稚園において平成27年度から実施しておりますものでございまして、平成27年度は16時まで、平成28年度からは17時までに実施時間を延長したものでございます。

事業開始当初より、預かり保育の補助員を雇用し職員とともにほぼ毎日実施しておりますところでございます。

毎年実施している幼稚園評価において、保護者からの意見としては、現状の17時までの預かり時間で良いとの回答が多くあり、今のところ時間の延長等のニーズは多くないと考えておるところでございます。今後、これにつきましては状況を見ながら対応していく必要があるかというような考えでございます。

小さい③でございますが、保育園は地域の子育て拠点になることから、公立・私立を問わず、施設開放や園庭開放を行っているところが見受けられます。公立保育園では大磯町の国府保育園が毎週水曜日9時から11時30分まで施設開放を実施しております。未就園児と保護者が一緒に遊び、訪問し、保育園入園児と一緒に体操をしたり、自由に遊んだりして交流の場を提供しているようでございます。

大井保育園では、地域に開かれた保育園を目指し、未就園児はもとより一般町民の皆様が保育園を知っていただけるような機会を設けるため、昨年度から年1回、2日間の午前中だけでございますが「公開保育」を実施しております。今年度は9月6日（水）と7日（木）に行ったわけでございまして、2日間の参加延べ人数は一般の方が36名（うち未就園児は16名）、入園児保護者が23名でございました。公開保育では、保育の見学、参観以外にも未就園の親子が参加された場合は、親子の触れ合いを大切にしながら、子ども同士、親同士の交流も図れるようにしたものでございます。

また、年間を通じまして、希望があれば見学や参観は受け付けておるところでございます。

参加者の声をお伺いするため、一般の方にアンケートをとりましたところ、「のびのびと過ごしている様子が見られてよかった。」また、「年齢関係なく園庭で遊んでいる姿がよかった。」などの意見が多数あったと聞き及んでおります。また、未就園児の保護者からは、「連れて行った子どもを入園児と一緒に遊ばせていただいて、子どもにとって良い経験になりました。ありがとうございました。」などの御感想、御意見、お声を頂戴しておるところでございます。

「施設開放」についての御質問でございますが、大井保育園においては、現状の施設にゆとりがなく、遊び場の確保が難しいことや、休日の園庭開放につ

いては園の管理上の問題や職員配置も必要であることから、当面は「公開保育」の充実に努めていきたい、そのような考えでございます。

また、幼稚園についてでございますが、相和幼稚園においては「どんぐり広場」と名づけて年 5 回、大井幼稚園では「さくらんぼ広場」と名づけて年 10 回、大井第二幼稚園では「たんぼぼ広場」と名づけて年 10 回の未就園児とその保護者を対象として、実施しておるところでございます。

幼稚園の室内や園庭などを活用し、未就園児とその保護者に幼稚園生活について理解を深めていただくために、未就園児同士、未就園児と園児、未就園児の保護者間の交流を図っているところでございます。

このことは未就園児にとって幼稚園の雰囲気になれる機会となることから、入園後のスムーズな幼稚園生活が送れることにつながる集いの場となっているものと考えております。

また、未就園児が早くから体操やダンスなどにより体を動かす遊びに興味を持ち、親子で製作に取り組むことなど一人一人の気持ちの変化が見られ、遊びながら素直に言葉で表現することで表情や行動などの変化があらわれるようで、こういったことで園への信頼感の高まりにつながっているものと考えておるところでございます。

今後も、できるかぎり改善できる点は改善しながら幼稚園の施設開放を継続してまいりたいというような考えでございます。

3点目のブックスタートの件でございますが、ブックスタートは、地域で生まれた赤ちゃんとその保護者を対象に、赤ちゃんとの絵本を開く時間を実際に体験していただきながら、絵本をプレゼントするというような事業でございます。赤ちゃんの心を育むためには、抱っこの温かさの中で肌のぬくもりを感じながら、「絵本」を介して赤ちゃんに語りかけることが大切だと言われておるところでございます。そのような実証結果も出されて、そういう取り組みが進んでおるところでございます。

子育て健康課では、図書館で実施している「うちどく（家読）の推進」における乳幼児に対する取り組みについて、検診や教室において絵本やわらべうたの紹介をしておるものがございます。

「2歳児6カ月児検診」では、「子育てに絵本を」と題するプリントを配布しておりまして、このプリントでは、図書館の利用案内のほかに、子どもに本を読んであげるときに気をつけていただきたいことなど、本の読み方のアドバイスや、本選びの参考としていただけるよう、図書館でお勧めする、読んでいただきたい絵本を紹介しているものでございます。

また、2カ月に一度ずつ開催している「1歳育児教室」には、図書館職員に出向いてもらい、集団指導の中で、親子の前で実際にわらべうたを演じながら紹介をして、図書館事業である「絵本とわらべうたの会」につなげております。これにより、ゼロ歳児から3歳児を対象に毎月2回開催している「絵本とわらべうたの会」には昨年度18回、延べ534人の参加があったものでございます。

以上のように、赤ちゃんと保護者に対して、物語との出会いや読書へのきっかけとなるような場の情報提供を行い、ブックスタートの目的である赤ちゃんと保護者が絵本を介して、心触れ合うひと時を持つきっかけをつくっております。

本町では、絵本のプレゼントは行っておりません。既にブックスタート事業の内容を実施しているものというような認識をしておるところでございます。

今後も親子や家族の触れ合いを深め、赤ちゃんの心と言葉を育み、楽しい時間を持つことを応援していきたいとそんな考えでございます。

大きな2点目の、活力ある職場体制についてというようなこと。

まず、1点目の再任用への取り組みについてでございますが、職員の再任用制度につきましては、平成13年度から公的年金の基礎年金相当分の支給開始年齢が65歳に段階的に引き上げられたことに伴い、本町においても「大井町職員の再任用に関する条例」を平成13年3月に制定したものでございます。

また、平成26年度末以降の定年退職者につきましては、退職共済年金の支給開始年齢も段階的に65歳に引き上げることになったため、職員が定年退職後に無収入期間が発生する恐れがあり、雇用と年金の接続の観点から、再任用制度活用のための具体の運用基準を平成25年度に「再任用制度の事務取扱要綱」として整備したものでございます。

現在、主にこの要綱に基づき制度を運用しておりますが、まずは対象となる職員は、「大井町職員の定年等に関する条例」で定めている定

年退職者のほか、定年退職日以前に退職した者のうち、25年以上の勤務期間を有した者で、当該退職の日から5年以内のものが対象となっており、該当者からの希望を踏まえた上で、1年を超えない範囲で採用しておるところでございます。また、再任用の期間は、退職共済年金の支給開始年齢に達する年の年度末までとしており、その間は1年を超えない範囲で更新できるという仕組みとしておるところでございます。

また、本町における再任用の勤務形態につきましては、週31時間以内の短時間勤務を基本としております。これは、短時間勤務の再任用職員は定数条例の対象とならないことから、職員の採用計画に与える影響が少ないというメリットがあるため、当面、短時間勤務を基本としてまいりたいとそんな考えでございます。

次に、再任用職員の処遇でございますが、給料に関しましては、「大井町職員の給与に関する条例」の給料表、再任用職員の号給を適用し、その職責や業務内容に応じて級を定めておりますが、級の上限を4級としております。また、諸手当については国家公務員の支給基準に準拠し、扶養手当や住居手当は支給しないこととしており、加えて、退職手当についても民間などでは再雇用後の期間に対して退職金を支給する例はほとんどないことから、退職手当も支給しないこととしておるところでございます。

勤務条件に関しましては、再任用職員も地方公務員の一般職に属することから、地方公務員法が適用されることに鑑み、常勤職員とほぼ同等の取り扱いがなされておるところでございます。

本町における現在の採用状況でございますが、平成27年度末の定年退職者が2人、平成28年度末の退職者が2人、計4人の退職職員をこの制度により再任用短時間勤務職員として採用しております。内容的には、特定課題の専門員が1人、施設の責任者が2人、窓口業務担当が1人でございます。それぞれ長年の経験や知識を生かして活躍していただいております。今後におきましても、再任用職員を適材適所に配置し、有効な活用に努めてまいりたいという考えでございます。

また、県内市町村の再任用制度の運用状況でございますが、ほぼ全ての市町村において再任用職員を採用しておりますが、その勤務形態や任用する際に位



置く給料表上の級などの基準が市町村により大きく異なっている状況がございます。

今後、近隣市町等との均衡を考慮し、必要に応じて制度の見直し等を検討するとともに、国が検討を始めております公務員の定年延長についてもその動向に注視をいたし、適切に対応してまいりたいという考えでございます。

細かい2点目の「有給休暇の取得状況について」でございます。

毎年公表しております、町の「人事行政の運営等の状況」の中で示しております「職員の年休平均取得日数」の直近の3年の推移を見てみますと、平成26年が6.1日、平成27年が6.0日、平成28年が5.0日と、年々低下している状況となっております。有給休暇を付与する目的に照らし合わせると、この状況に歯止めをかけなければならないと思うところではございますが、有給休暇の取得を促す環境づくりの基本は、職員一人一人の意識改革によるところが大きいのではないかと考えております。具体的には、これまでの有給休暇の使い方に対する考えを、ワーク・ライフ・バランスの理念にのっとった使い方へ転換していく必要があると思っております。町では、先に実施した「平成29年度の職員提案強化月間」の提案テーマを「働き方改革！ワーク・ライフ・バランスを実現するには」と題し、年休取得率の向上や残業時間の縮減、さらに、仕事の質の向上などに向けた改善策などを募集し、効果的な提案を選定した上で実践に移しているところでございます。

反面、有給休暇の使い方は労働者の自由とする労働基準法の趣旨に鑑みますと、強制的に取得を促すことはまた不適切であると考えことから、こういった地道な取り組みを継続することで職員の仕事と生活の調和に対する意識が変わってくることを願うところでございまして、あわせて職員の勤務実態などにも配慮した職員の配置やみずから率先して効率的な働き方を見出せるような職員を育成することも働き方の改革に不可欠な事項であるものであると考えます。引き続き最善を尽くしてまいりたいと考えておるところでございます。

また、その担当の仕事の内容によっては土日非常に出る機会も多くて、その代休を消化するというようなことも大変な実態も陰であると、この辺のところは認識した中で、職員の異動につきまして察していかなければならないとそんなことを心に強く思うところでございます。

3点目の非常勤職員の勤務条件等でございますが、本町の非常勤職員の雇用、勤務条件及び給与等に関しましては、「大井町一般職の非常勤職員等に関する要綱」及び「職員の育児休業条例」等の規定に基づき運用しており、現在、180名を雇用し、各所属及び施設において幅広い分野で町行政の重要な担い手となっております。

雇用形態については、1日7時間45分を超えることなく、かつ、1週間あたりの勤務時間が38時間45分以内とし、職種や業務に応じて、必要な勤務日数、曜日、時間を定めて雇用しておるものでございます。

休暇につきましては、それぞれの雇用形態に基づき、有給休暇や夏季休暇のほか、公民権行使のための休暇やいわゆる忌引休暇といった特別休暇を付与しておるわけでございます。

社会保険の適用については、週29時間以上勤務する職員及び週20時間以上勤務し、一定の条件を満たす職員が厚生年金保険、健康保険及び雇用保険の適用を受けるため、いずれも適正に加入がなされているというような状況でございます。

また、労働安全衛生法に基づき、週29時間以上勤務する職員に対しては、正規職員同様に定期健康診断及びストレスチェックを実施し、非常勤職員の心身の健康管理にも努めておるところでございます。

今後も、行政サービスの多様化などに伴い、正規職員だけでは賅い切れない部分を非常勤職員に頼らざるを得ない状況でもございます。働き手の働き方に対するニーズも多様化していることから、労使のマッチングについての的確に対応してまいりたいと考えておるところでございます。

なお、全国的に地方公共団体の臨時・非常勤職員の任用・勤務条件に関する取り扱いが不明確であることから、平成29年5月に「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件が確保されるよう、統一的な取り扱いが定められました。

改正法の内容といたしましては、平成32年4月から新たに創設する「会計年度任用職員」に現在の非常勤職員を移行させ、任用や服務規律、処遇等の水準を引き上げた規定を整備することで、適正な任用、勤務条件を確保すること

が主な内容でございまして、特に処遇面においては新たに期末手当の支給をしなければならないというようになります。

本町におきましても、平成 32 年 4 月からの「会計年度任用職員制度」の導入に向けて、現行の任用・勤務条件の見直しを行い、条例等を整備する必要があるとございますので、制度導入時に混乱を招くことのないよう、今後、計画的に事務を進めてまいりますことをお伝え申し上げ答弁とさせていただきます。

- 1 番 残り時間も少ないので、ちょっと。まず、第 1 点目のところで、認定子ども園の関係ですけれども、これ、子ども・子育て支援事業計画の中でも認定子ども園のことについては触れられておりまして、この計画が 5 年間ということでは平成 27 年度に制定されているわけですが、それから 5 年間ということでは 31 年までの間です。今 3 年間は経過したところでありまして、今町長のお話では必要性については十分認識しているということではお話があったかと思っておりますけれども、具体的にこの計画の中では、これ今どのように位置づけながら考えているのかそこだけちょっとお聞かせください。

子育て健康課長 子ども・子育て支援計画の中で、状況に応じて認定子ども園の必要性をまず確認しながらということで、そこで一つの方策ということで検討していきましてというような記述になっております。

現時点で、それが 3 年前計画の中での記述でございます。現在やはり待機児童等は徐々に増えてきたということと、また先ほど町長の答弁にもございましたとおりで、要は無償化の形もございまして、その辺の状況は個々変わってございます。その辺も含めて具体的に検討に入っていく状況でございます。以上です。

- 1 番 計画の期間があと残り 2 年ということですが、町で進めている大井町土地区画整理組合事業終了というのも 33 年の 3 月、32 年度に終了ということではございます。実際に今宅地分譲なんかも行われており、西大井の旧湘光園跡地についてもやはり宅地分譲が行われていて、いわゆる子育て世代が、町が進めているそういう子育て世帯が流入してきている、移住・定住に向けてそういうことが行われてきている状況があるということだと思っております。そこには、子育て世帯というのは若い世代ですから、やはり需要というのは想定されることだろうというふうには思っております。若い方に住んでいただくため、定住していた

だくためには、そういった部分、ハードの部分もそうですけども、そういうサービスの提供をきちんと整えていくということもぜひ必要なんだろうというふうに思いますので、ぜひ早急にいろんな国との対応もありますけども検討を進めていただき、少なくともあと2年ぐらいのうちにはきちんと結論を出されて次の方向に進められたらどうかというふうに希望いたしまして、この質問については終わりとさせていただきます。

次、2点目の保育サービスの充実についてということで、大井保育園の関係ですけども、これは事業を町がやっているのと民間でやっているのと少しずつずれがありますけども、それはそれで保護者のニーズに応える意味ではずれがあったほうがいいのかという思いもあります。

ただ、今の昨今の状況を見ますと認定こども園の話にも通じますけども、いわゆる間口を広くすることによって、受け皿を広くすることによってサービスの提供を図っていくということがこれ大事なことなんだろうというふうに思うわけでありまして。

改めて保育園の開園の時間を見ますと、土曜日については1時までですよね。土曜日は1時までというように園を開園しているということですが、じゃあこのことですが、これはいつぐらいからやっていて、今後も先ほど必要性があるのかなというお話もありましたけども、その中で困難性があるのはやはり職員の方々とお話を進めていくことが一つの越えなければいけない山になっているということでしたけども、もしそうならば今、先ほどもお話ししたような新たな子育て世帯のことを考えれば、間口を広くするという意味で早急のやっぱり対応を僕は必要なんじゃないかなというふうに思いますけども、その辺についてはどうでしょうか。お考えをお聞かせください。

子育て健康課長 議員おっしゃるとおり、この子育て支援のニーズに関する対応が求められますので、おっしゃるとおり土曜日に関しましての1時までという状況に関しましては、今現在の大井保育園においては昭和60年から開園してございます。ちょっといつからそのような状況になっているかっていうのは私もちょっと勉強不足で申しわけございませんがわからない状況ですが、現時点では希望制で1時までという形で現在まで至っているというような状況でございます。以上です。

1 番 希望制っていうことですが、私、保育園あるいは幼稚園に通われてる方のお母さんにちょっとお話聞きますと、皆さん今あるサービスが何なのか。そのサービスによって自分の生活を組み立てなきゃいけない。つまり、ないものを求めても来年なんだか再来年だかわからないじゃないですか。だから、大井保育園が1時までであれば1時までのサービスを前提にして、じゃあ残りのところを、お務め行っている方たちいらっしゃるわけですよ。そこはだから町のほうで提供しているファミリーサポートのサービスを使うとか、そういったいろいろなサービス、社会資源も使いながらやっているというお話を聞くわけですよ。

そういうことになると、希望制っていうよりか、ないから希望がないんであって、その辺のところは今時代の要請として朝から5時、あるいは6時までやったり時代の要請として求められているのではなかろうかなっていうふうに思うんですが、その辺ニュアンスがちょっと違うんですけども、それはどうお考えでしょうかね。もう一度ちょっと確認させてください。

町 長 前段、私のほうから保育園の経緯について申し上げさせていただくわけですが、大井町は幼児教育は保育園で対応していたという時代がありまして、それはある時期の町民からの要望を、特に第一生命さんが進出するときに幼稚園をつくってほしいというようなことで幼稚園を町立で設けることになったわけですが、それから保育園をあそこに建てかえをして、大井保育園というようなことで運営してまいったわけですが、当時は1歳児も入園しないような状況でございましたし、どちらかというと町民のニーズも圧倒的に幼稚園であって、どっちかって言うと保育園のほうは補助機関でありました。

そのときの施設でありますもので、今当時の定員よりも倍ぐらい入ってるといような状況になりました。特に今から十年ぐらい前に1歳児を預けられるようにしたりして、非常に施設的に問題もありますし、給食も当時は今の人数の半分ぐらいしか提供しなくてもそれで保育のニーズができてたもので、どちらの体制にしましてもあの施設を新しいのに建てかえてやるかどうか、保育園もそういう点では過去には幼稚園の補完的な保育園であったといようなことでしたもので、この辺から考え直さなければならない状況にあるといような

ことの中で、今の保育園の施設においても非常に不十分なものであるというようなことが大井町の課題の一つじゃなかろうかと。後段、担当から説明をさせます。

子育て健康課長 議員が御質問になられた土曜日の保育に関しては、一般的にはやはりニーズ、一日ってというような形が多いと思います。近隣もそのような状況であるということ、その辺で大井町だけがなぜってというような当然意見は出てくると思います。

この希望制ってというのは、やはり当然費用対効果等も含めて1カ月前に応募して、その人数によって、また保育士の配置だとかその辺も必要になってきますので、その辺も含めて希望制ってという形での一日っていうのもこれからもまた検討していけばと考えております。以上です。

1 番 お話はわかりましたけども、希望制って、これはだから土曜日を延ばしても、やはり希望制は希望制だと思うんですよ。土曜日にお母さんどうなんですか、お休みとられるんですかって、そういう意味の希望制だと思うのでね。それは間口を広げることと今のお話とは違うのではというふうに思いますよ。

ぜひ、これは施設の整備をすぐに要請されていることではないので、先ほどの町長のお話では職員、働く人の中でそれはやっぱり大きなネックだろうということがあるので、そこはぜひ担当課も時代の要請ということを踏まえて前向きに。そんなに先に1年2年っていう、2年3年じゃなくて来年度ぐらいからの実施の方向とか、そういうことを、ぜひ考えていただければというふうに思います。この件についてはそのところをお願いして、終わりとさせていただきます。

次に幼稚園の関係ですけども、幼稚園の関係については今、相和のほうでは一時預かり保育を拡大ということで、早朝の保育も長期休暇についても対応されていることだと思います。今、幼稚園のほうの相和のほうの在園者についても先ほど町長から御答弁がありましたけども、先ほどもやっぱり大井中央地区画整備の話や西大井のことを考えれば、若い世代のことを考えれば、ここの近隣にある幼稚園にそういうことを打って出るってということがやっぱり一つのサービスの提供になるのではなかろうかっていうふうに私は考えますが、そこ

のところ改めていかがでしょうか。お答えをいただければというふうに思います。

教育総務課長

議員おっしゃるとおりで、相和幼稚園、それから大井と大井第二とやっぱり分けているというのが、そこに特色を出すというのも一つあります。

その中で幼稚園のほうでも、それぞれ運営の仕方というのを毎年毎年検討していい方向にということ動いているような状況ですので、16時から17時に延ばしたというのもその結果の一つということでもあります。

今この状況の中で、要は預かりというか一時預かりについては職員を含めた中で対応ができてきているということで、これを例えば18時まで延ばすということになると、議員がおっしゃるとおり職員の対応というところも出てきますし、先ほど町長から申しあげましたように改善できる点は改善して、ニーズがあればというところで、また検討はしていくべきものと考えてございます。以上です。

- 1 番 相和で行われている一次預かり保育のことについては、早朝保育も含めて延長も含めて、それから長期休暇のところも含めてそうですけども、この1市5町のところは余り動きがないようですけども、もうちょっと待機児童がたくさんいるようなところがあたかも当然のごとくもうやってるような時代、保護者からの要請があり、そういうことも進めているという状況があるわけですよ。

私は、だから子育て環境の充実ということを行ったときに、これから若い世代が入ってくるときにやっぱり受け皿、間口をやっぱり広くしてあげるっていうことはやっぱり新たな若い世代の流入には大事なことなんだろうと。保育サービスの環境の充実ということでも充実させるべきことなんだろうというふうに思ってるわけです。

なので、相和だけが特別なことっていうことじゃなくて、認定こども園のことも、まだまだ先の話だとすれば、もうちょっと幼稚園のあり方も今、認定こども園っていうのは幼稚園の動きに近づきつつということがあるわけじゃないですか。そんなことを考えれば、3歳児以上かもわかりませんが、そういうことをサービスの提供ということを考えていく、そういう必要性があるんじゃないかなろうかというふうに思いますので、ぜひ、このところも今後早急に認

定こども園のことと同じにお願いをしたいというふうに検討を、結論を出していただきたいというふうに思います。

それから次に、大きな項目の2の職員の関係ですけれども、再任用の取り組みについては町として十分やってもらっているなというふうに思いますし、働く職員の方のことを考えると年金、無収入になってしまうことを防ぐという意味ではとても大事な取り組みなんだろうというふうに思います。

次に、休暇の関係ですけれども、この休暇の取得状況云々ということで、やっぱり個人の考え方っていうのはあるんだろうというふうなお話もありましたけれども、3番目のところで私非常勤職員の話を聞かせていただいたのは、今町のほうの正規職員って140名っていうふうに人事行政のこのところを書いてございました。定数からすると170名が定数なんだけれども、140名、これで頑張っておられる。これは大変なことだなというふうに思います。職員のかたも一生懸命やられてんだろうなというふうに思います。

ただ、それまでに非常勤のところのニーズがさっきの町長のお話ですと180名ということで、はるかに正規職員よりかも多い人数であるわけですよ。これ単純に置き替えて計算してみますと、約非常勤で1億8,000万ぐらいのお金が投入されてるんだろうと思うんです。予算書から見ますとね。そうすると、職員の方から割に直すと30人ぐらいの金額がそこに投入されてんだろうというふうに思うわけですよ。

働き方っていうこともありますが、つまり私が言いたいのは正規職員が本当にこれ満たされてるんですか、職員一人一人に負担が行ってるんじゃないですかっていうことと、それから180人の非常勤の方を労務管理するっていうことになると、その分だけだって大変な労力が職員の方に課されているんだろうというふうに思うわけですよ。

なので、これは職員の考え方だけっていうことではなくて、組織的なものがやはり大きく影響してるんだろうと思いますので、その辺のところの改善をどうしようとして考えているのか、そこだけちょっとお答えをいただき私の質問は終了させていただきます。

総務安全課長

職員数現在140名のところ180名の非常勤職員を雇用しているということで、まず今後、職員の採用といいますか状況でございますが、職員定員管理



計画については平成 32 年度を目途に 149 人まで増員していくという計画がございます。これに沿って毎年数名ずつ増員を実施しようとしているところなのですが、採用に際しまして辞退者や中途退職者この辺が出た関係で思うように増員ができていない状況でございますが、今後はもっとそれに力を入れた目標に沿った形で増員できればと考えておるところでございます。

次にまた、非常勤職員を 180 名にする管理が大変だということで、現在は各担当課によって、それぞれの職員の雇用管理を行っておりますが、町長の答弁の中でも最後に申し上げましたとおり、会計年度任用職員制度、こちらが平成 32 年 4 月から始まりますので、この辺の対応を機に全庁的に整理等をして考えてみたいと考えております。以上でございます。

議 長 以上で、1 番議員、田村俊二君の一般質問を終わります。